

越谷市自治基本条例に基づく取組状況(広報広聴課)

＜凡例＞【新規】自治基本条例制定により新たに取り組みをはじめたもの【改善】自治基本条例制定により取組内容を変えて取り組んでいるもの【継続】自治基本条例制定前から変わらず取り組んでいるもの

条項	条文	制度・施策名	主な取り組み	種類
第18条 (市政運営の原則)	第1項 市長等は、公正で公平な視点に立って、効率的で効果的かつ透明性のある市政運営を迅速に推進します。	○広報紙、テレビ、ホームページによる情報提供	市民ガイドブック官民協働発行	改善
	第3項 市長等は、市政に関する情報を市民に提供するにあたっては、情報を市民に分かりやすく、広くいわたるよう努めます。	○広報紙、テレビ、ホームページによる情報提供	「広報こしがや」お知らせ版の増ページ、コラム「協働の担い手たち」などの追加 (平成23年5月号～)	改善
			「広報こしがや」紙面の一部カラー化 (平成24年5月号～)	改善
			市民ガイドブック・こしがや案内図の発行	継続
			ホームページの全面リニューアル (平成23年11月)	改善
			ツイッターを利用した情報提供 (平成24年2月～)	改善
			越谷cityメール配信(イベント情報、防災情報等)	継続
第19条 (財政運営)	第1項 市は、自主財源の確保に努めるとともに、国や県に対して財源移譲を積極的に働きかけるなど、財政基盤の強化に努めます。	○自主財源の確保	ホームページや広報紙等への広告掲載	改善
第23条 (市民の市政への参加)	市長等は、市民の市政への参加を保障するため、政策や施策の立案、実施および評価のそれぞれの過程において、多様な参加が可能となる制度の整備に努めます。	○市民の市政への参加	「～なんでも話そう～市長とふれあいミーティング」の開催 (平成22年度～)	新規
			「市長のふれあい訪問」の開催 (平成24年度～)	新規
		○市民の提案制度	市長への手紙、ファクス、メール	継続
第26条 (意見公募手続)	市長等は、「基本構想」をはじめとする重要な計画等の策定にあたっては、あらかじめ計画案等を公表したうえで、市民から意見を募る手続を行います。 2 市長等は、前項の手続きにより提出された意見に対する考え方を取りまとめて公表します。	○意見公募手続	越谷市意見公募手続に関する要綱 (平成21年9月1日施行)	新規